



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |                                                                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title               | 行刑施設とそれが置かれる地域との関係性：北海道での取り組みを例として〔論文内容及び審査の要旨〕                                                                           |
| Author(s)           | 横田, 勉                                                                                                                     |
| Degree Grantor      | 北海道大学                                                                                                                     |
| Degree Name         | 博士(国際広報メディア)                                                                                                              |
| Dissertation Number | 甲第11561号                                                                                                                  |
| Issue Date          | 2014-09-25                                                                                                                |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/57177">https://hdl.handle.net/2115/57177</a>                                         |
| Rights(URL)         | <a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a> |
| Type                | doctoral thesis                                                                                                           |
| File Information    | Tsutomu_Yokota_abstract.pdf, 「論文内容の要旨」                                                                                    |



## 学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（国際広報メディア）

氏名：横田 勉

## 学位論文題名

### 行刑施設とそれが置かれる地域との関係性

—北海道での取り組みを例として—

刑務所や拘置所などの行刑（矯正）施設は、“迷惑施設”と呼ばれ、一般に忌み嫌われる存在である。一方で、それら施設の設置は社会的必然であり、常に、専門施設としての機能性や管理体制、場所の確保等が求められる。

多様化が進む現代にあって、施設、受刑者、あるいは職員も含め、「どのように社会が受け止め、共存の策を行なえば良いのか？」、あるいは、「施設をどのような形でどの場所に置くのが良いのか？」という疑問に対し、施設とそれが置かれる地域社会との関係性に主眼を置いての十分な考証は得られていない。従って、それらの問いに答えるため、まずは、両者の関係性の仕組みについて解明することが求められる。その点が、本研究の第一の目的となる。

そこで本研究では方法として、施設と地域との関係がどのようにあるのかを、始めに、物理的環境を踏まえた上で、そこから、意味的要素（時代性、地域性等）を抽出し、分析を進める。

とくに、この関係で着目されるのは北辺の地域として、先住民との共存、異国からの脅威、未開地の開拓といった特有な歴史と土地形成がみられる北海道である。なかでも、公的事業を始め、農業、鉱業、商業において施設と地域が密接な関係に置かれた明治・大正期の北海道は、その都市形成から住民意識に至るまで、今後の施設のもつ社会的意義と地域的価値を考える上で参考となろう。

北海道は、ものごとの原初的形態（特別な先入観や歴史的しがらみの少ない状況）を示す地域として、施設と地域との関係構築が比較的純粋かつ容易に見てとれることは、基本的な関係性を読み取る上で好都合である。一方で、歴史的にみて、中央政府や道外資本により外発的に進められてきた事実や、小樽や函館のような歴史的港町のもつ特質、江戸期での松前藩の存在は考慮に入れる必要がある。

そのような点を踏まえた上で、本研究では、施設が置かれる場所としての「まち」に着目する。実際、犯罪が都市部に集中することを考えると、施設がそこから離れた郊外や中山間部に置かれることに、矛盾を感じざるを得ない。戦後の日本の、包摂型社会から排除型社会への移行は、行刑施設においても（むしろ、おいてこそ）如実に現れ、決して犯罪の

抑止効果として機能してはいない。また、施設や受刑者を側面から支える民間ボランティア、篤志家などの人材供給、法曹関係や家族との不自由のない連絡、開放的処遇による外部との連携など、更生へ向けてのサポートを図る上で、都市的基盤との近接は不可欠といえる。

本研究では以上の観点のもと、北海道という地域と、都市型というタイプを切り口に、過去から現代に至る施設と地域との関係性を読み解き、今後の行刑と地域とが進むべき方向性を示すことを第二の目的とする。

そのため、次にあげる5つの事例を通して、分析を行なった。

1. 監獄を核とした都市の形成と地域振興 一月形町と三笠市を例として
2. 施設に対する市民の受容とまちとの共存 一網走市を例として
3. 拘置所の立地形態にみる地域的特質 一小樽市を例として
4. 移転問題に見る施設の位置付けと市民意識 一釧路市を例として
5. 地域的資源としての農業と人材の活用 一沼田町を例として

施設に対するそれぞれのまちの特徴を簡単に示すと、包摂的傾向が強い例(沼田町)、都市的性格を持った例(釧路市)、積極的に誘致を行う例(月形町)、理解と共存をはかる例(網走市)、地理的困難さを伴う例(小樽市)となり、そのまちの歴史や住民意識、施設のタイプ、立地、規模等から様々な関係が見て取れる。

なかでも、監獄資産をもつ月形や網走では、その活用を通して、積極的にまちおこしを行なうなど、強い繋がりが見られる。

これら事例の分析を通して示される結論は、次の2点に集約される。

- ① 行刑施設はそれが置かれる地域社会との共存が可能である。
- ② 両者の関係性において、発展的方向性を示すことが可能である。

総じて、北海道の行刑施設の場合、開拓期での強い結び付きが見られる一方で、それぞれの地域の実情に応じた独自の関係を築き、現在に至る姿が見られる。それは、行政の区分上、全国に均等配置されてきた行刑施設の実務的な側面(制度に基づいた刑の執行、施設運営)からは想像できない部分である。

実際には、農的資源と施設との結び付き、あるいは施設自体が観光資源となって活用されるケースが見られる。そこでは、地域住民や地方自治体が主体となって施設との包摂的な関係を築く姿が読み取れる。

一方、矯正(法務省)の側では、運営形式も含め、地域社会に受け入れられやすい形が模索される。そのためには現在の大規模集約化された施設では難しい面が残される。その形として、例えば、釧路の事例で示したように、小規模でより専門的分類に特化した施設は地域社会に受け入れられやすい素地を有しているといえる。また、地区住民の理解により、都市型としての運営の可能性も示唆される。

そのように、視点を地域側、施設側それぞれに移動してみて分かる事柄があり、さらに、両者の視点を重ね合わせることで、共存の策＝包摂的関係性がどのようなものかが明らかにできたといえよう。